路外駐車場届出フローチャート

一般公共の用に供する駐車場である。
※注1
（駐車場が不特定多数の方が利用するもの）

NO → **駐車場法の適応を受けない**

YES ↓

自動車（自動二輪車を含む）の駐車に供する部分の面積が500㎡以上である（およそ40台）

NO → **駐車場法の適応を受けない**

YES ↓

法令に定められた技術的基準に適合させなければならない
【駐車場法第11条】
【バリアフリー新法第11条】

料金を徴収しているもの

NO → **届出不要**

YES ↓

都市計画区域内であるもの

NO → **バリアフリー新法の届出のみ必要**
第1号（第7条第1項関係）

YES ↓

事前相談
技術的基準への適合等
【駐車場法施行令】

↓

路外駐車場設置の届出
【駐車場法第12条】
【バリアフリー新法第12条】

↓

駐車場の設置
技術的基準によるもの

↓

供　用

↓

管理規程を作成し、
供用開始後10日までに提出
【駐車場法第13条】

↓

完　了　受理通知

※注1
・月極駐車場
・職員専用駐車場
・スーパー等利用者限定の駐車場
} 対象外

スーパーの買い物客以外の利用を
排除していない場合は、一般公共の用に供されている